

事業者の皆様へ

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

令和6年6月14日に公布された建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第49号）により、建設業法（昭和24年法律第100号）が改正され、建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないこととされました。

本市においても、下記の通り取り扱うこととしましたので、お知らせします。

1. 対象工事

富士吉田市が発注する全ての建設工事

2. 通知方法

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）が落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに別添の様式による通知書を提出する。

3. 提出先

管財契約課 契約担当

4. 適用

令和6年12月13日以降に請負契約を締結する工事から適用

5. その他

通知書については、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではありません。

通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができ、請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行います。

通知書を提出していない場合であっても、請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができます。